

第4章

住民相互が支え合う
みんなにやさしいまち



第 1

保健・医療体制の充実

現状と課題

本町の基本健診受診率は最近 5 年間では、40～50%で推移しています。基本健診結果では、40 歳以上の 9 割の人に何らかの病気がみられ、そのほとんどが生活習慣病となっています。住民の意向調査においても、将来の自分の健康や介護についてなんらかの不安を感じており、保健・医療体制の充実が重要視されています。

日常からの健康意識の高揚を図るとともに、病気の早期発見・早期治療を推進し、総合的な健康づくりに取り組む必要があります。

また、本町の医療機関には、町立病院、診療所、出張診療所(2カ所)と他に民間の医療機関として、内科(1医院)、歯科(2医院)があります。

二次医療圏域との連携が高まる中、一次医療圏域の医療機関としての施設・設備の充実並びに、利用者に便利で喜ばれるサービスの提供ができるよう診療時間の拡充、患者輸送体制の強化、在宅訪問診療の充実などを図る必要があります。

今後は、多様な問題を抱える住民ニーズに応えるために、保健・福祉・医療の各部門が連携し、総合的に推進できる体制をつくり、地域の連携により、地域包括医療体制の確立に取り組む必要があります。

■ 基本健診受診者等の推移

	対象者	受診者数	受診率(%)	雲南圏域における受診者分布率(%)
平成12年	2,559	1,194	46.7%	12.4%
平成13年	2,388	1,198	50.2%	12.8%
平成14年	2,622	1,133	43.2%	11.0%
平成15年	2,635	1,087	41.3%	11.0%
平成16年	2,296	1,147	50.0%	11.7%
平成17年	2,623	1,121	42.7%	—

(資料：雲南の保健・福祉・環境状況書)

■ 医療従事者の推移

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
平成8年	6	5	3	4	2	24	12	4	1
平成10年	6	4	3	6	2	28	18	4	1
平成12年	7	4	1	5	0	30	20	2	0
平成14年	7	4	2	7	1	31	21	5	0
平成16年	6	4	3	7	0	31	17	5	0

(資料：雲南の保健・福祉・環境状況書)

■ 医療機関数の状況

病院		一般診療所		歯科診療所
施設数	病床数	施設数	病床数	
1	48	18	-	2

(平成18年3月31日)

施策体系

保健・医療体制の充実

1. 総合的な健康づくりの推進

- (1) 「健康な^{まゆ}いいなん21」の推進
- (2) 保健予防活動の推進
- (3) 健康管理システムの構築
- (4) 住民主体による健康づくりの推進
- (5) CATVを活用した健康づくりの推進

2. 医療体制の充実

- (1) 病院等の設備及び診療体制の充実
- (2) 地域包括医療体制の確立
- (3) 在宅医療サービス体制の充実
- (4) 高次医療第三次医療機関との連携

施策の内容

1 総合的な健康づくりの推進

(1)「健康ないいなん 21」の推進

一人ひとりが健康を考えるとともに、それを地域としても支援していくため、平成 18 年 2 月に「健康ないいなん 21」を宣言しました。「朝ごはんをしっかりとる」「毎日緑黄野菜をとる」などの取り組みを推進していくため、住民・行政・関係機関がそれぞれの役割をもちながら、連携を強化していきます。

(2)保健予防活動の推進

住民の生涯にわたる健康の保持・増進、疾病や障害の早期発見・早期治療をめざして、人間ドック事業の充実など年齢に応じたきめの細かい保健予防活動を積極的に推進します。

特に生活習慣予防と介護予防について重点的に取り組みます。

(3)健康管理システムの構築

各種健診事業の充実や疾病予防の意識の啓発により健診受診率の向上を図るとともに、健康診断のデータベース化を図ります。

より総合的な健康管理ができるよう、住民の健康管理システムの導入を検討します。

(4)住民主体による健康づくりの推進

住民の代表、関係組織や団体で組織する「飯南町健康なまちづくり推進協議会」で、地域保健施策の検討や事業の実施、評価を行うなど住民の主体性を重視した健康づくり事業を推進します。

また、健康づくりを住民主体で進めるための地域リーダーの育成を図ります。

(5)CATVを活用した健康づくりの推進

CATV などの情報通信網を活用し、住民の健康意識を高めるための番組づくりなどを検討し、生涯を通じての健康維持と増進をめざします。

.....

2 医療体制の充実

(1) 病院等の設備及び診療体制の充実

病院等の設備の充実、救急医療体制の強化など、病院・診療所の連携を図りながら、地域医療の提供に努めます。

医師の確保対策を進めるとともに、雲南圏域内の医療機関との連携による医師の相互交流等に取り組みます。

(2) 地域包括医療体制の確立

地域医療従事者の確保や、関係施設との連携を強化し、地域に密着した医療体制を確立します。

保健・医療・福祉の各部門が連携し、総合的に推進できるシステムによる、地域包括医療体制を構築します。

(3) 在宅医療サービス体制の充実

定期的な通院が困難な患者に対し、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなどの在宅医療サービスの提供を行います。

(4) 高次医療第三次医療機関との連携

雲南圏域や県を越えての連携を図り、積極的に連絡調整を行って医療機能の確保と高度、特殊、専門的な医療サービスの提供に努めます。

また、雲南圏域内の他の救急病院や三次医療機関としての島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院及び市立三次中央病院を主とした高次医療との広域的な分担・連携に努めます。

第2

高齢者等にやさしい環境づくり

現状と課題

本町の高齢化率は、平成17年で38.2%となっており、高齢化、過疎が進行しています。本町における高齢者を取り巻く環境は、深刻化している状況にあり、今後の地域づくりの中でどう対応していくかポイントとなります。

また、地域の中での高齢者の役割はますます増大し、元気な高齢者の知恵を活用した「田舎の達人」としての地域住民相互で支えあうまちづくりや、シルバー人材などの高齢者の雇用促進など、高齢者の社会参加が求められています。

今後は、介護予防に重点を置くとともに、

介護状態になったときのサービス提供及びケア体制の充実など、高齢者や障害者がその状態に応じた適切なサービスを受けることができる仕組みを地域社会全体の連携により構築していく必要があります。

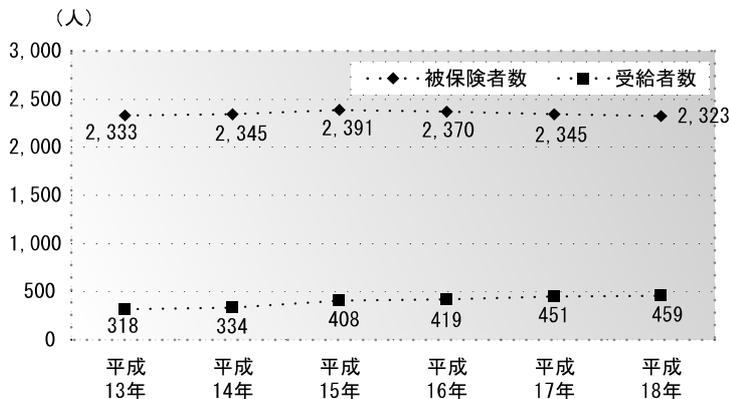
また、住民、団体、行政が協働して地域福祉を推進し、住民の安心できる生活を支援できるよう地域福祉の担い手として青年層の活動リーダーの育成を図り、高齢者や障害者などと、共に支えあい、互いに尊重しながら関わっていける社会の実現を目指す必要があります。

■ 介護保険サービス施設

通所介護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	訪問介護	訪問看護	居宅介護支持
4	2	1	2	1	1	4

(平成18年4月現在)

■ 介護保険被保険者・受給者の推移



(資料：保健福祉課)

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・咀嚼機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成12年	54	45	2	270	99	470
平成13年	50	47	2	275	104	478
平成14年	49	47	2	281	110	487
平成15年	48	47	2	289	111	497
平成16年	48	47	3	302	111	511
平成17年	47	46	2	299	117	511

(資料：雲南の保健・福祉・環境状況書)

施策体系

高齢者等にやさしい環境づくり

1. 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉計画の策定
- (2) 地域福祉の推進と担い手の育成

2. 高齢者・障害者福祉の充実

- (1) 介護サービスの体制づくり
- (2) 地域包括支援センターの充実
- (3) 介護福祉施設の充実
- (4) 障害者福祉計画の策定
- (5) 障害者の自立生活支援と社会参加
- (6) 障害者施設の充実

3. 高齢者・障害者の生きがいづくり

- (1) 高齢者の生きがいと社会参加の促進
- (2) 新たな高齢者サービスの創出

施策の内容

.....

1 地域福祉の充実

(1)地域福祉計画の策定

地域福祉計画を策定し、住民の安心した生活を支援できる取り組みを推進します。

(2)地域福祉の推進と担い手の育成

高齢化が進むなか、ふれあいのまちづくり事業により、これからの地域福祉を推進していく担い手の育成に取り組みます。

2 高齢者・障害者福祉の充実

(1)介護サービスの体制づくり

リハビリテーションについて、施設の連携により急性期、回復期、維持期等ステージごとに一体的なサービス提供を目指すとともに、遊休施設を活用したサービス体制の整備を検討します。

また、認知症高齢者に対応できる介護サービスの提供に取り組みます。

(2)地域包括支援センターの充実

地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うために、総合的な相談に対応できる、地域包括支援センターの充実を図ります。

(3)介護福祉施設の充実

介護福祉施設サービスは、施設サービスから在宅サービスへ移行されていますが、独居高齢者等の多い本町では、施設サービスを組み入れた地域密着型サービスが重要です。

高齢者が養護老人ホームなどに入所したり、短期宿泊を行うことにより、高齢者の生活への不安を解消し、健康で安心した生活が送れるよう、施設サービスの充実を図ります。

(4)障害者福祉計画の策定

障害者福祉計画を策定し、障害者が自立した生活を送るための取り組みを推進していきます。

(5)障害者の自立生活支援と社会参加

障害者自立支援法の円滑な推進や相談支援体制など援護対策を充実するとともに、障害者の雇用の場や活動の場を確保し、自立生活を支援します。また、福祉団体を中心に、社会参加と交流の促進などに努めます。

(6)障害者施設の充実

障害者作業所など、障害者施設の機能充実を図り、自立した生活ができるよう、側面的なサポートを検討します。

3 高齢者・障害者の生きがいづくり**(1)高齢者の生きがいと社会参加の促進**

高齢者が気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりや、社会福祉協議会などと連携して、高齢者の働く場を確保することで、高齢者の社会参加を促進します。

高齢者をはじめとして、趣味や教養、伝統文化などで様々な能力をもつ住民を「田舎の達人」として登録する仕組みづくりに取り組みます。

地域の自然環境を伝える案内人や体験交流ツーリズム・里山教育の指導者など、「田舎の達人」を派遣する体制を確立します。

(2)新たな高齢者サービスの創出

福祉に関する情報の一元化や、CATV など様々な情報通信網を活用し、住民への情報提供を行い、福祉サービスの充実を図ります。

これらの情報サービス提供とともに、利用者の選択肢を増やすために、福祉事業を新たな産業として提供するシステムの構築を進めます。

第3

子育てしやすい環境づくり

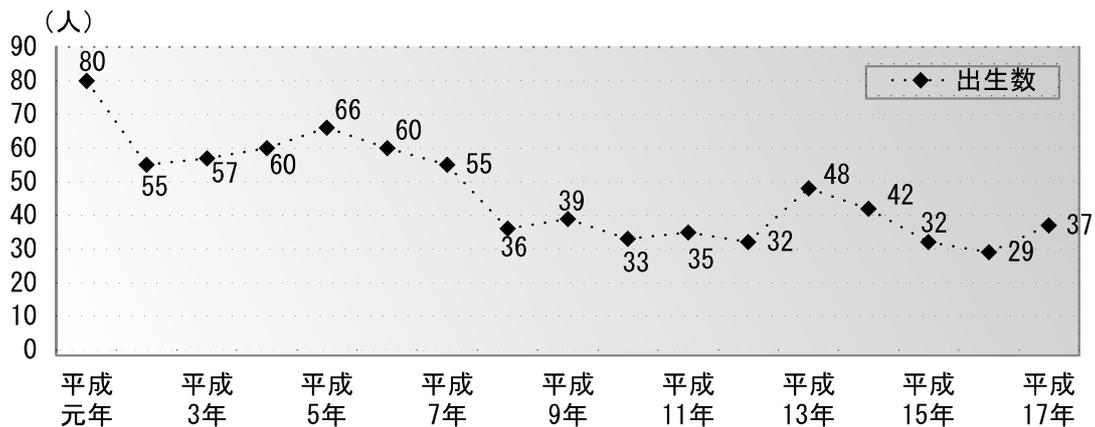
現状と課題

本町の出生数は年々減少しています。また、保育所園児も減少しており、少子化が深刻な問題となっています。

少子化の進行は、子ども自身の健やかな成長への影響が考えられるほか、経済活力の低下や一人当たりの社会保障負担・医療費負担の増大など、社会・経済にも深刻な影響を与えます。

地域の中で少子化の問題について理解を深めるなど、社会全体で少子化対策に取り組んでいく必要があります。保健、医療、福祉、教育など幅広い分野での連携を強化し、地域における子育て支援・協力体制を整える必要があります。

■ 出生数の推移



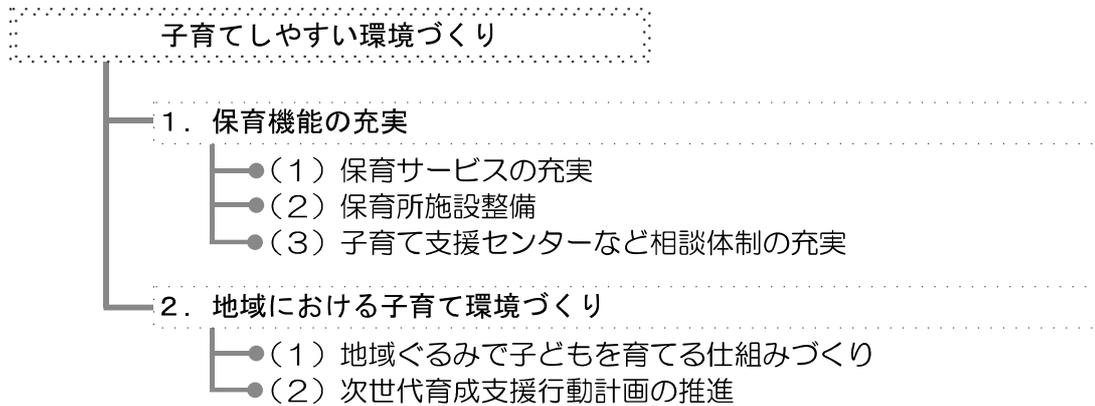
(資料：島根県の人口移動と推計人口)

■ 保育所施設の状況

保育所名	入所定員	児童数			職員数 (臨時職員を含む)
		総数	男	女	
桜ヶ台	60	49	30	19	7
さつき	20	14	10	4	4
赤名	60	54	27	27	9
来島	60	55	27	28	8
計	200	172	94	78	28

(平成18年4月1日現在)

施策体系



施策の内容

1 保育機能の充実

(1) 保育サービスの充実

支援施設（保育所等）での保育時間の延長、一次保育、休日保育・乳児保育・学童保育、障害児保育などの住民ニーズに応じたサービスを提供していきます。

(2) 保育所施設整備

良好な保育環境を維持していくため、老朽化した保育施設の改善などを行います。

(3) 子育て支援センターなど相談体制の充実

子育て支援センターを充実し、子育てと仕事が両立できる相談支援体制の充実を図ります。

2 地域における子育て環境づくり

(1) 地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくり

子育て環境を地域で支えあうため、「子育て支援サポート登録制度」の設置に向けた取り組みを展開します。

また、子育て休暇取得や気軽に子育て相談ができる組織づくりなど、職場や地域で子どもを育てる仕組み・体制づくりに努めます。

(2) 次世代育成支援行動計画の推進

子育てと仕事の両立を支援するため、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画に基づき、地域における子育て支援や親子の健康増進、子どもの心身の健全育成に取り組めます。

第4

だれもが平等に暮らせる社会づくり

現状と課題

人権意識の高揚や人権・同和教育の一層の充実を図り、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、個人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見、いじめのない住民一人ひとりの個性が輝くまちづくりを推進していかなければなりません。

また、古い習慣やしきたりが残る農村社会においては、助け合いや支えあいといった良い面と、個人の生活に干渉する、排除的になりやすいなどの悪い面があります。今後は誰もが住みやすい地域社会を築いていくため、相互扶助などの良い面を残しな

がら、意識改革に努めていく必要があります。

男女共同参画社会において、女性が社会や家庭、職場などで受けるさまざまな差別や不利益は、法律や制度面では徐々に改善されてきているものの、依然として性別役割分担意識が残っています。

このような状況のなかで、性別に関係なく個人がそれぞれの個性や能力をあらゆる分野で十分に発揮することができ、その責任も分担する社会の形成が求められます。

施策体系

だれもが平等に暮らせる社会づくり

1. 人権・同和教育の推進と啓発

- (1) 人権・同和教育の推進

2. 男女共同参画社会づくりの推進

- (1) 男女共同参画の仕組みづくり
- (2) 男女共同参画に対する住民意識の啓発

施策の内容

1 人権・同和教育の推進と啓発

(1)人権・同和教育の推進

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、個人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見、いじめのない住民一人ひとりの個性が輝くまちをめざして、人権意識の啓発や人権・同和教育の推進による人権尊重のまちづくりを推進します。

2 男女共同参画社会づくりの推進

(1)男女共同参画の仕組みづくり

政策や方針決定の場に男女が共同参画する機会の確保に努めます。

まちづくりのあらゆる分野で女性の意見を取り入れる仕組みづくりを進めます。

(2)男女共同参画に対する住民意識の啓発

女性の積極的な社会参加を支援するため、女性の登用率 30%以上を目指すなど、男女共同参画社会への取組みを推進します。